

独占禁止法の目的と制定

目次

- 第一 独占禁止法の目的
  - 一 独占禁止法の存立基盤
  - 二 契約自由原則の修正
  - 三 産業組織論の知見
  - 四 独占禁止法の目的
  - 五 一般消費者の位置付け
  - 六 独占禁止政策の限界
- 第二 戦後の民主化政策と独占禁止法の制定
  - 一 戦後の民主化政策
  - 二 独占禁止法の沿革
  - 三 独占禁止法の構成

## 第一 独占禁止法の目的

### 一 独占禁止法の存立基盤

独占禁止法は、自由主義経済の下において、事業者が公正かつ自由な事業活動・競争を確保するための法律であるから、それが制定される経済体制としては、①原則として、土地建物等の生産手段の所有の自由が認められ、事業者が自らの計画と損益の計算の下に経済活動を行うことができること、②経済活動は、参入の自由を含め自由な活動が保障されていること、③事業者が経済活動を行う場面においては、基本的に契約自由の原則が認められていることが必要である。このような経済体制下において、事業者は自らの利益を追求するために、その選択において、経済活動に参加し、自由な経済活動を展開することになる。

但し、①③の要件は、あらゆる場合に完備していなければならないものではない。例えば、①の生産手段の所有の自由についていえば、公有制である土地を借り受けるものであっても良い。例えば、中国では、社会主義市場経済下において土地は原則として公有制であり、事業者はこれを政府から賃借している。②の経済活動の自由についていえば、参入や価格・料金の設定に政府の許認可を要するものが一部に存在することが障害となるものではない。例えば、わが国においても、何らかの政府規制法に基づき参入規制あるいは価格・料金規制が行われている事業分野は、付加価値ベースで経済全体の約四〇％に達している。もともと、政府規制については、自由競争のメリットを生かすために、近年これが緩和される傾向にある。③の契約自由原則は、これが保障されているものでなくてはならない。

## 二 契約自由原則の修正

独占禁止法は、前記のような契約自由原則を公法的見地から修正するものである。契約自由原則の下におけるルールは、民法・商法による市民法秩序であるが、そうした法秩序の下においては、事業者による利益追求が最優先されるために、特定の事業者又は事業者団体に有利な事業活動がしばしば行われる。契約自由原則の下においては、本質的に事業者は独自の行動をとり、経済取引社会においては、価格・品質・サービスによる競争を行うのが本来的であり理想的であるが、競争は事業者にとって厳しいものであるため、特定の事業者又は事業者団体は、そうした競争を休止して、安易にカルテルや談合、市場支配的行為、不公正な取引方法などの協動的・競争制限的行為を用いるおそれがあるのである。そこで、需要者や一般消費者の利益を確保するため、市民法秩序における契約自由原則の行き過ぎを修正するものとして、公正競争秩序を維持する経済法・独占禁止法が登場することになる。

わが国には戦前においては、競争秩序を維持する思想は存在しなかった。わが国では、協調を美德とし、競争を悪徳とみる伝統的価値観があった。しかしながら、協調は、産業・企業的美徳であっても、経済厚生を低めるものであって需要者・一般消費者の利益を犠牲にするものである。戦後わが国は、廢墟の中から目覚しい経済成長を果たし、GNP世界第二位の経済大国にまで押し上がったが、その最大の要因は、優秀な人材の能力・高い技術力の発揮を可能とする経済体制の確立、すなわち、財閥解体及び過度経済力排除措置並びに独占禁止法の制定があったからである。

経済的自由は、独占体制が容易に独裁政治に結びつき易いという意味で政治的自由に密接につながりを持つとみる経済学者がいる。エドワーズ (C.D. Edwards) は、「競争はそれ自体、政治的民主主義の経済的同義語だ」と述べる。

### 三 産業組織論の知見

しからは、公正かつ自由な競争秩序は、経済構造や経済取引システムをどのように構築することによって形成・維持することができるのであろうか。これには、ミクロ経済学の一分野で、市場成果を最大限にする産業組織を研究する「産業組織論」における実証的研究成果に基づく「有効競争」論に負うところとなる。「産業組織論」は、伝統的な完全競争に代わる不完全競争下の現実的・实际的な政策基準として、一九四〇年代にクラーク (J.M.Clark) が創唱したものであり、完全競争と異なり、規模の経済性と競争原理の利点を同時に享受し得る産業組織を追及するもので、ベイン (J.S.Bain)、ケイブス (R.Caves) らの「ハーバード学派」により展開された。

そこでは、

ア、「市場行動基準」として、①価格や数量について共謀がないこと、②競争者への「強圧政策」がないこと  
イ、「市場構造基準」として、①市場集中度があまり高くないこと、②市場参入が容易であること、③極端な製品差別化がないこと

ウ、「市場成果基準」として、①製品や生産過程の改善のためにたえず圧力があること、②コストの大幅な引下げに  
③利潤・販売費・一般管理費の比率が高くないこと、<sup>(1)</sup>を挙げる。

三基準のいずれを相対的に重視するかという点で、論者間に見解の相違がある。

ベインらの「ハーバード学派」に対し、一九七〇年代後半から一九八〇年代にかけて、資源の最適配分と経済の効率の達成を唯一の目的とし、したがって市場成果基準を重視して独占禁止政策を運用すべきであると主張する「シカゴ学派」理論が、ポズナー (R.A.Posner) らによって展開され、レーガン政権の反トラスト法の運用に大きな影響を与えたこととなった。<sup>(2)</sup>

しかし、その後、反トラスト法の解釈に関する裁判所の判決においては顕著な変化がないにもかかわらず「市場構造規制」を軽視するシカゴ学派理論への批判が行われ、現在は、「ポスト・シカゴ学派」が有力となっている。<sup>(3)</sup>これは、競争圧力のある市場ではシカゴ学派の主張が当てはまるのに対し、競争圧力の小さい市場で市場支配力の存在に基づき超過利潤が発生している分野については競争制限圧力を効果的に排除することが必要であり、そのためには、市場構造規制も重要だとする考え方である。<sup>(4)</sup>

#### 四 独占禁止法の目的

独占禁止法の目的は、同法一条に定められている。一条では、「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以って、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」と規定する。

そこでは、

ア、手段として、「私的独占の禁止」、「不当な取引制限の禁止」、「不公正な取引方法の禁止」及び「事業支配力の過度の集中の防止」により、「生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除すること」

イ、直接的な目的として、「公正且つ自由な競争を促進すること」

ウ、間接的な目的として、「事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高めるこ

と」により、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」が定められている。

以下において、上記について、若干敷衍する。

ア、の手段としては、前述した産業組織論の実証的研究の成果である「有効競争」を実現するために、「行為規制」、「構造規制」及び「状態規制」を行う。

詳細は、別項において述べるが、独占禁止法制の概略を示せば、次のとおりである。

「行為規制」としては、「私的独占の禁止」、「不当な取引制限の禁止」及び「不公正な取引方法の禁止」を行う。

「構造規制」としては、「事業支配力の過度の集中の防止」を行うが、具体的には、合併、営業譲受等、株式保有・役員兼任を制限し、また、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止する。

「状態規制」としては、「独占的状态の規制」を行う。

イ、の直接的な目的としては、「公正且つ自由な競争を促進すること」である。これは、「生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除すること」により実現される。公正自由な競争は、市場参入の自由、取引の相手方選択の自由、取引条件の設定の自由が保障されなければならない。経済取引社会において行われる競争は、価格・品質・サービスにより行われ、これが有効に行われる場合が「有効競争」といわれるものである。

公正自由な競争を確保するためには、自由な取引条件の設定が保障される必要があるが、そのためには、市民法秩序の下における契約自由の原則は形式的平等に過ぎないものであることから、経済的に優越したものととの取引においては、実質的平等を確保し対等取引を確保するために、市民法秩序を修正して、優越的地位の濫用規制等を行う必要がある。

ウ、の間接的目的としては、次のようなことがいえる。すなわち、公正自由な競争が行われる市場においては、事業者は、価格・品質・サービス競争に勝ち残るために、創意・工夫をすることになる。このために、事業活動は活発となり、雇用及び国民実所得の水準を高める効果を生み出す。このことが「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」につながる。公正自由な競争の成果を分析的に述べれば、次のとおりである。

(i) 経済の発展に寄与する

事業者は、価格・品質・サービス競争に勝ち残るために、技術革新を行う。その結果、新製品の開発・改良が行われる。繊維、家電、情報機器等の産業分野を見れば一目瞭然である。廉価を実現するためコスト削減を行う。このためには「規模の経済性」(Economy of Scale) や「多品種の経済性」(あるいは「範囲の経済性」) (Economy of Scope) (インプットを同じくするが、アウトプットを多品種とすることにより効率化を図る) を実現するため、オートメーションシステム、ロボット等を導入する。セルフサービスや製販提携によるプライベートブランドの開発、流通経路の短縮等により流通の合理化等を行う。これらがまさに生産付加価値を高め、経済を発展させることとなるのである。

(ii) 経済の効率性を高める＝資源の適正配分

市場経済の下においては、市場(価格)メカニズムの機能が発揮される。すなわち、需要が供給より多く価格が上昇する市場とは、国民のニーズが事業者の生産より多いことを意味し、そうした事業分野においては、事業者は生産を増加させるために、資源(モノ)、労働力(ヒト)、資金(カネ)を投入する。逆に、需要が供給より少なく価格が下落する市場とは、国民のニーズが事業者の生産より少ないことを意味し、そうした事業分野においては、事業者は生産を他の効率的な事業分野に転換させるために、資源等を撤退させる。このことは、資源等が国民にとって最も効

率的に運用されることを意味する。

(iii) 富を公平に分配する

生産段階での生産性の向上・コストの削減等の利益は、価格の低落を通じて流通業者、さらには需要者・一般消費者に還元され、それらの利益に資する。輸入物資の円高差益の還元も競争が活発に行われていないと円滑に行われない。

(iv) 一般消費者の利益となる

右の(i)～(iii)を通じて一般消費者の利益が図られることは、明きらかである。

##### 五 一般消費者の位置付け

独占禁止法一条は、「一般消費者の利益を確保する」ことを目的とすると規定しているが、このことにより、一般消費者の利益確保を同法の直接の目的とはいえない。同法は、「公正且つ自由な競争を促進する」ことが直接の目的であり、これを通じて「一般消費者の利益を確保する」こととしていると解するのが妥当である。なぜなら、同法で行う行為規制及び構造規制においては、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること（こととなること）」又は「公正な競争を阻害するおそれ」のあるものを禁止・規制の対象とするのであって、これらの実体規定は、直接に一般消費者の利益そのものを図るためのものではないからであり、「一般消費者の利益を確保する」とは、これらの実体的規定による規制の効果として間接的に期待されるものであるからである。

独占禁止法は、欺瞞的な顧客誘引行為を不公正な取引方法として規制し（一般指定八項）、景品表示法は独占禁止法の特別法として不当表示等を規制している。景品表示法一条は、「この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、独占禁止法の特別法を定めることにより、公正な競争を確保



し、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする」と規定する。同法の解釈としては、不当表示等によって顧客を誘引し、これによって他の競争者との競争を不当に阻害するが故にその行為が規制されるのであって、その規制によって一般消費者の利益が間接的に保護されていると解することができる。

景品表示法一〇条一項（現一二条一項）により公正取引委員会が認定した公正競争規約の内容が「一般消費者の利益を不当に害するおそれがある」として、主婦連合会ほか一名が同認定の取消しを求めた裁判における最高裁判決（昭和五三・三・一四審決集二四卷二〇二頁）は、「第一項……の規定による公正取引委員会の処分について不服があるもの」とは、一般の行政処分についての不服申立の場合と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と解すべきである。けだし、現行法制のもとにおける行政上の不服申立制度は、原則として、国民の権利・利益を凶ることを主眼としたものであり、行政の適正な運営を確保することは、行政上の不服申立に基づく国民の権利・利益の救済を通じて達成される間接的な効果にすぎないものと解すべく」としたうえで、「景表法の規定により一般消費者が受ける利益は、公正取引委員会による同法の適正な運用によって実現されるべき公益の保護を通じ国民一般が共通してもつにいたる抽象的、平均的、一般的な利益、換言すれば、同法の規定の目的である公益の保護の結果として生ずる反射的利益ないし事実上の利益であつて、本来私人等権利主体の個人的な利益を保護することを目的とする法律上保護された利益とはいえないものである」とした。

## 六 独占禁止政策の限界

経済政策のうち、財政政策及び金融政策が量的政策といわれるのに対し、独占禁止政策ないし競争政策は質的政策

といわれる。

勿論、独占禁止政策は万能ではない。それは、例えば、次のような場合である。

ア、公益事業といわれるものについては、国民に安定的・安全に低価格・料金で商品役務を供給するために、各種事業法に基づき、参入について許可・免許等の規制、価格・料金について許可・認可等の政府規制が行われている。但し、近年の傾向として、経済活力、効率化の促進のために、運輸、金融、情報通信、石油、酒販等の分野で政府規制の見直しが行われている。見直しにおいては、経済的規制は原則廃止、社会的規制は最小限度とすることが基本とされている。

イ、農業、中小企業等の保護政策が必要な分野については、独占禁止法は適用除外とされ、別途保護育成政策が採られている。

ウ、特許権、意匠権等の産業財産権については、発明工夫のインセンティブを与えるために、一定の独占的権利を与え、独占禁止法の適用が除外されている。

エ、道路、港湾、公園のような公共財の供給については、市場メカニズムの下においてはそれが行われない。このような状況を「市場の失敗」という。このようなものについては、政府の責任において供給される。

マルクス経済学においては、競争は独占を形成すると考えられていた。しかし、現実には、企業の絶え間ない高性能な新製品の開発、ニーズの多様化（企業はニーズをも創造する）に対応する企業の多様性・柔軟性による競争が活発に行われ、経済は発展し続けている。

一部社会主義国において、計画経済の下で失業・インフレなき経済の発展が目指されていたが、低エネルギー、需給見通しの誤りによる大量売れ残り・必需品不足等をまねき、経済が停滞したために、市場原理の導入、市場経済への移行

が行われた。ロシア、中国、ベトナム、東欧諸国がこれに当たり、現在これらの国は経済改革の実施により、高い経済成長を実現している。計画経済の下で国民の需要を正確に把握できる全知全能な人間は存在せず、限られた知識・能力の下で全国民が参加する市場機構、競争原理を導入することが、経済を発展させ、資源の適正配分を実現し、国民の利益となることが認識されたのである。

競争法は、OECD三〇カ国の全てと非OECD国五〇カ国の合計八〇カ国で導入されている。

## 第二 戦後の民主化政策と独占禁止法の制定

### 一 戦後の民主化政策

昭和二〇年八月にポツダム宣言を受諾して無条件降伏したわが国は、昭和二七年四月に発効した対日講和条約による独立までの間は、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の管理下におかれていた。GHQの対日管理政策は、わが国の「非軍事化」と「経済民主化政策」であった。

「非軍事化」は、主権在民、三権分立、象徴天皇制、戦争放棄を定めた新憲法の制定（昭和二一・一一・三）を基本とする。

「経済民主化政策」は、大きく分けて次のように区分できる。

#### ア、労働民主化

労働者の地位向上等を目的として、労働基準法（昭和二一・四・七）、労働関係調整法（昭和二一・九・二七）及び労働組合法（昭和二四・六・一）が制定された。

## イ、農地改革

旧来の地主的土地所有をほとんど一掃し、半封建的といわれてきた地主と小作人との関係の大改革を行った。

これは、「農地調整法」の改正、「自作農創設特別措置法」によって、第一次（昭和二〇・一）及び第二次（昭和二一・一〇）にわたって、次のとおり行われた。

(i) 不在地主の小作地全部と在村地主の保有地のうち、原則として、平均一町歩（北海道は四町歩）を除いた小作地を二年間に政府が強制的に買収し、それを原則としてすべて小作人に売り渡す。これにより全国の小作地の約八割が自作地化された。

(ii) 小作人の農地代金の支払いには二四年間の年賦払いが認められた。

(iii) 小作地の小作料は金納とされ、値上げは認められず、小作契約は文書化された。

ウ、財閥解体、統制団体除去、独占禁止法の制定

これら一連の措置は、産業民主化政策のためにとられたものである。

(i) 戦前・戦時のわが国経済は、極度に経済力が集中し、産業界は少数の財閥と巨大トラスの支配下にあった。その解体は、GHQ覚書「持株会社の解体に関する件」によってその基本方向が示され、以後も数多くの覚書が発せられた。

具体的な解体作業は、昭和二〇年一月「会社解散制限令」により一二〇〇余社が解体の対象とされ、昭和二二年四月「持株会社整理委員会令」により「持株会社整理委員会」が設立され、これがその作業に当たった。但し、実際に「整理」が行われたのは八三社に止まった。昭和二二年一月「会社証券保有制限令」により制限会社とその傘下会社間の株式保有及び役員兼任が禁止され、これによって主要企業のほとんど全てが、資本的・人的な結合関係が切

断された。昭和二十一年一二月「持株会社整理委員会令」の改正により、一〇家族五六名の財閥家族が指定され、それらの株式保有及び役員兼任が禁止された。昭和二十三年一月「財閥同族支配力排除法」により財閥及び財閥企業の役員に対し、役員兼任の制限が行われた。昭和二十二年一二月「過度経済力集中排除法」により巨大企業の分割が行われた。当初は三三五社が分割対象とされていたが、実際に分割されたのは、日本製鉄、大建産業、三菱重工、大日本麦酒、王子製紙、帝国繊維、東洋製罐等一一社に止まった。

(ii) 統制団体は、戦時統制化で政府の配給機能を果たすために多く設立されていた。戦後はこれらが逐次廃止されつつあったが、戦後の物資不足による社会的、経済的混乱を回避するために、物資の割当て、価格の公定等が行われたため、一定の統制団体の存置が必要とされた。

しかし、昭和二十一年八月「統制会の解散並びに政府割当機関及び特定産業内における必要統制団体の設立許可に関する件」、同年一二月「臨時物資需給調整法下における統制方式に関する件」等のGHQ覚書が発せられ、統制立法、統制団体の廃止及び新たな統制方式の方向が提示された。これらに基づき、統制立法が逐次廃止され、それに代わって、昭和二十一年三月「物価統制令」、同年一〇月「臨時物資需給調整法」、昭和二十四年五月「経済安定本部設置法」、各種公団法等の新たな統制立法が制定された。新統制立法による統制方式は、私的統制団体による統制行為を一切禁止し、統制行為は全て国民の利益を代表する政府又は公的機関によって行うことを原則とし、統制の枠の中でもできるだけ自由競争原理を生かすよう考慮が払われ、かつ、新統制立法は全て期限付きの臨時立法であることが明らかにされ、終局には、統制のない自由競争経済への移行に伴い廃止されるべきものとされた<sup>(5)</sup>。

統制立法の廃止に伴い、統制会、統制組合等の各種統制団体の解散が促進されたが、これを徹底するために、昭和二十二年三月「閉鎖機関令」及び「閉鎖機関整理委員会令」が制定された。

(iii) 独占禁止法は昭和二二年四月一四日、事業者団体法は昭和二三年七月二九日に制定された。

これらの法律は、過渡的措置である財閥解体、統制団体除去及び集中排除措置の成果を将来にわたって維持し、独占的企業結合、事業者団体の統制行為の復活、事業者の競争制限的行為等を防止するための恒久法として制定されたものである。

独占禁止法の制定に関しては、昭和二〇年一月GHQ覚書「持株会社の解体に関する件」六項において、「私的独占及び商業の制限、好ましからざる連鎖的経営陣、好ましからざる法人相互間の証券所有を除去並びに防止し、工業、商業及び農業よりの銀行の分離を確保し、民主主義的基礎に立ち、工業、商業、金融及び農業における競争の平等なる機会を商社及び個人に供与するが如き法律の制定計画を速やかに提出すべきこと」が指示されていた。

商工省において非公式に「産業秩序法案」が立案されたが、GHQの意向に沿わず、昭和二一年八月にGHQから提示された「カイク試案」をもとに、同年一二月に設立された独占禁止法準備調査会において立案作業が進められ、その過程でGHQ担当者の示唆、勧告により、数次にわたる修正が行われた後に法案が作成され、これが昭和二二年三月二二日最後の帝国議会上程され、同月三一日国会で可決成立した。

戦時中の事業者団体は、大部分が統制会や統制組合等の統制団体に改組され戦時経済統制の担当者として機能していたが、終戦後これらの統制団体はGHQ覚書によって解体又は閉鎖された。また、原始独占禁止法は、事業者による統制団体の設立を禁止していた。

このため、各業界では、右覚書の趣旨に反しない範囲での事業者団体の組織に着手したが、その設立方針に苦慮していた。経済安定本部がGHQに意見を求めたのに対し、GHQは、昭和二二年一二月、経済安定本部と公正取引委員会に対し、「Trade Association Law」を提示し、これを法律化して速やかに実施することを要求してきた。その内

容は、独占禁止政策を遂行する上において必要以上に厳格なものであり、懲罰的ともいえる内容が多分に含まれていた。昭和二三年一月「事業者団体法案」が作成され、第九次案でGHQの承認が得られ、これが昭和二三年六月国会に提出され、同年七月成立した。

同法は、昭和二七年四月に発効した講和条約により日本が独立して立法に自主権を回復したため、同年に大幅に緩和と改正され、独占禁止法の予防的な性格の規定は全て削除された。さらに、昭和二八年の独占禁止法の改正の際に事業者団体法は廃止され、事業者団体に関する規制が八条として独占禁止法に吸収された。この際に、事業者に対する規制である三条との整合性を持たせるために、内容的には大幅に緩和された。

## 二 独占禁止法の沿革

### (一) 原始独禁法

原始独禁法は、アメリカの反トラスト法に「純粹、理想的な規定」を加味したものであったため、次のとおり、極めて厳しい内容のものであり、敗戦国に対する懲罰的な色彩を持っていたといわれている。

- ① 各種カルテル的共同行為の原則禁止（四條）
- ② 一手買取・一手販売機関の禁止（五條）
- ③ 國際的協定・契約の事前認可制（六條）
- ④ 不当な事業能力格差の排除（八條）
- ⑤ 持株会社の禁止（九條）
- ⑥ 事業会社による株式保有・競争会社間での役員兼任の原則禁止（一三條・一四條）

⑦合併・営業譲受等の事前認可制（一五条・一六条）

(二) 昭和二四年改正

財閥解体によって政府が大量に保有していた株式の処分、民間企業による資金調達必要性、産業の発展のために必要な優れた外国からの技術の導入を容易にするために、次のような改正が行われた。

- ①事業会社間の株式保有・役員兼任の緩和
- ②国際的協定等の事前認可制を事後届出制に改正
- ③合併等の事前認可制を事前届出制に改正

(三) 昭和二八年改正

昭和二七年四月に講和条約が発効し、わが国は独立国として占領中の政策について独自の立場から自由に検討し、修正することが可能となった。そこで、厳しすぎるといわれた独占禁止法の内容についても見直しが行われることとなった。折りしも、昭和二六年春にはいわゆる朝鮮特需ブームが終焉して日本は不況に襲われ、通産省は不況業種に対しいわゆる勧告短縮（独占禁止法違反を避けるため、政府が各企業に生産制限つまり操業短縮を勧告し、実施させる）を実施していた。

独占禁止法の改正は、このような事情を踏まえ、次のような点について行われた。

- ①原始独禁法の①、②及び④の削除
- ②事業会社間の株式保有・役員兼任及び合併等の規制についての大幅緩和



③再販売価格維持行為、不況カルテル及び合理化カルテルを適用除外行為として認めた（二四条の二～四）。  
 ④事業者団体を廃止し、その主要内容を独占禁止法の中に取り入れた（八条、八条の二）。  
 ⑤不公正な競争方法の禁止を不公正な取引方法の禁止に改め、その適用範囲を拡大した。  
 以上のような改正は、独占禁止政策の大幅な後退といわれたが、当時のわが国の実情に適合させるための止むを得ないものであったということができよう。

独占禁止法の適用除外立法は、中小企業関係、貿易関係を中心として多く制定された。例えば、昭和二七年「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」（同法は、昭和二八年「中小企業安定法」となる）、昭和二八年「輸出入取引法」（「輸取出取引法」が変更されたもの）等がその代表的なものであり、独占禁止法の運用は停滞した。

一方、製造業等において、親事業者の下請事業者に対する下請代金の不当値引き・支払遅延等の問題が社会問題化したため、昭和三一年「下請代金支払遅延等防止法」が制定された。

#### (四) 昭和三三年改正法案

昭和二八年改正後も産業界を中心として、特に経済の不況期に独占禁止法の緩和改正の要望がなされた。これを受けて、昭和三三年に産業基盤の強化、輸出振興等を理由として、次のような大幅な緩和を内容とする改正法案が国会に提出された。

- ①不況事態の要件を緩和し、不況に対処するための共同行為を認める。
- ②合理化のための共同行為を認める。
- ③公正取引委員会の認定を受けて、不公正な取引方法を防止するための公正取引規約制度を創設する。

④ 不公正な取引方法の規制を強化する。

この改正案については、消費者団体、中小企業者等がそれらの利益を侵害することとなるとの理由で大規模な反対運動を展開したことにより、国会における審議は全く行われなまま廃案となった。

また、貿易自由化及び資本自由化に対応して国際競争力を強化するため、主務大臣が「振興基準」で定められた方針に従って産業活動を効率化すると認定した企業の合併等を容易にし、政府が産業活動の効率化のために必要な資金を確保し、法人税を軽減する等を内容とする「特定産業振興臨時措置法案」は、特定産業のみを優遇するものであるとして反対が強く、流産となった。

一方、昭和三五年に発生した「ニセ牛缶事件」等の虚偽誇大な広告表示や過大な景品付販売を迅速に処理するため、昭和三七年「不当景品類及び不当表示防止法」が制定された。

(五) 昭和五二年改正

わが国経済は、その後高度経済成長をとげ、企業の生産力も増大したが、経済が安定成長ないし低成長へと向かうこととなったことに伴って、産業構造の寡占化の弊害や競争制限的行為が顕著となってきた。

前者に関する問題としては、①価格が需給の変動に対応しないで高止まりするいわゆる「管理価格」といわれる現象、②寡占産業におけるプライスリーダーへの追従値上げ、③高度寡占産業における高利潤等をあげる独占的状态の問題等である。後者の代表的な事件としては、昭和四八年一〇月に発生した石油危機を契機としたカルテルの蔓延である。輸入原油が一バーレル当たり三ドルが一・五ドルに急騰したため、石油製品はもとより、広い産業においてカルテルが続発した。政府は直ちに「買占め売惜しみ防止法」や「石油需給適正化法」等で対処するとともに、公正

取引委員会は、石油業界をカルテルでは初めて刑事告発した。

上記のような事態を踏まえ、独占禁止法の昭和五二年改正は、次のような点について強化改正が行われた。

- ① 価格に関するカルテルに対する課徴金制度の創設
- ② 価格の同調的引上げに対する報告徴収制度
- ③ 独占的状态に対する企業分割を含めた競争回復措置
- ④ 大規模会社の株式保有の総額の制限

#### (六) 日米構造協議と独占禁止政策の運用の強化

日米構造協議が、昭和六三年（一九八九年）九月から開催され、その報告書が平成元年（一九九〇年）六月二八日に提出された。日米構造協議は、日米間の貿易不均衡を問題とするもので、日本は対米輸出が多いのに対し輸入が少ないのは、日本が市場閉鎖的であることに原因があることが強く指摘された。報告書において、アメリカは日本に対し、市場閉鎖性を打開するため独占禁止政策の運用強化を含め、六課題二四〇数項目にわたる提言を行った。これを受けて、独占禁止法は、次のように改正・運用強化された。

- ① 課徴金算定のための売上額に乗ずる「一定率」の引上げ
- ② 独占禁止法違反に対する刑事罰の強化及び刑事告発の強化（「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」（平成二・六・二〇）の公表）

③ 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（流通取引ガイドライン）の作成（平成三・七・一一）

その後においても、次のような法改正が行われた。

④公取委事務局の事務総局への格上げ（平成八・六・一四）  
 ⑤経済のグローバル化や企業経営の効率化等の観点から、それまで禁止していた持株会社を解禁した（平成九・六・一八）。

⑥独占禁止法の適用除外規定について、不況カルテル、合理化カルテルの廃止を含め、廃止・整備を推進した。  
 ⑦私人による独占禁止法違反に対する差止請求制度の新設（平成二二・五・一九）  
 ⑧「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」（官製談合防止法）の制定（平成一四・七・三一）

### （七）平成一七年改正

前記のような独占禁止法の強化改正・運用強化にもかかわらず、入札談合等の違反行為が後を絶たないことから、平成一七年に、独占禁止法は、次のように強化改正された（施行平成一八・一・四）。

- ①課徴金算定のための売上額に乗ずる「一定率」の引上げ（最高六％から一〇％へ）、課徴金賦課対象違反行為を私的独占（「支配行為」を行う場合にかぎる）にも拡大
- ②自らの違反行為に関する情報を提供した者に課徴金を減免する「課徴金減免制度」の導入
- ③公正取引委員会が刑事告発をするための「犯則調査権」の導入
- ④勧告制度を廃止し、はじめから排除措置命令を行うこととする

### 三 独占禁止法の構成

現行の独占禁止法の規定は、次のように構成されている。

## I 行為規制

- ①私的独占（定義二条五項）の禁止
- ・支配又は排除による独占行為の禁止（三条前段、八条一項一号）
  - ・価格に関する行為（支配行為に関するものにかぎる）に対する課徴金（七条の二・二項）
- ②不当な取引制限（カルテル）（定義二条六項）の禁止
- ・事業者間のカルテルの禁止（三条後段）
  - ・事業者団体のカルテルの禁止（八条一項一号）
  - ・その他事業者団体のカルテル的行為の禁止（八条一項三号・四号）
  - ・国際的カルテル契約締結の禁止（六条・八条一項二号）
  - ・価格に影響するカルテルに対する課徴金（七条の二・一項、八条の三）
- ③不公正な取引方法（指定要件二条九項）の禁止
- ・事業者が不公正な取引方法を用いることの禁止（一九条）
  - ・事業者団体が事業者に不公正な取引方法を用いさせることの禁止（八条一項五号）
  - ・不公正な取引方法を含む国際的契約締結の禁止（六条、八条一項二号）

## II 構造規制

## 〔市場集中の規制〕

- ①会社の株式保有の制限（一〇条、一四条）

- ② 会社の役員兼任の制限（一三条）
- ③ 会社の合併・営業譲受等の制限（一五条・一六条）
- ④ 会社の分割統合による市場集中の制限（一五条の二）

〔一般集中〕

- ① 事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（九条）
- ② 金融会社による株式保有の制限（一一一条）

### Ⅲ 状態規制

- ・ 独占的状态（定義二条七項）の規制（八条の四）

### Ⅳ 適用除外、手続き等に関する規定

- ・ 独占禁止法の適用除外（二一条～二三条）
- ・ 差止請求、損害賠償（二四条～二六条）
- ・ 公正取引委員会の組織・権限（二七条～七六条）
- ・ 裁判所への訴訟手続き等（七〇条の一三・一四、七七条～八八条）
- ・ 刑事罰に関する規定（七四条、八九条～一〇〇条）
- ・ 犯則調査権（一〇一条～一一八条）

- (1) 「ハーバード学派」の理論展開については、J・S・ベイン（宮沢健一監訳）『産業組織論（上・下）』（丸善）が詳しい。
- (2) 「シカゴ学派」が反トラスト法の運用に与えた具体的影響については、村上政博『アメリカ独占禁止法』（有斐閣）が詳しい。
- (3) ハーバード学派とシカゴ学派の反トラスト法の運用に与えた影響をそれぞれ分析し、「ポスト・シカゴ学派」の萌芽について述べたものとして、佐藤一雄『アメリカ反トラスト法』（青林書院）が詳しい。
- (4) 最近の産業組織論の潮流については、新庄浩二『産業組織論（新版）』（有斐閣）が詳しい。実方謙二教授は『寡占体制と独禁法』（有斐閣）において、市場構造規制の重要性について強調されている。
- (5) 公正取引委員会『独占禁止政策二十年史』二二頁